

平成19年9月7日(金曜日)

(第 2 号)

平成19年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第2号)

平成19年9月7日(金)午前9時開議

- 第1 認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第2 認定第11号 平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第3 議案第1号 東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定について
- 第4 議案第2号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第3号 東吾妻町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第4号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第7 議案第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第8 議案第6号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第9 議案第7号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第10 議案第8号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第1号)案
- 第11 議案第9号 「交通安全の町」宣言について
- 第12 議案第10号 「飲酒運転撲滅」宣言について
- 第13 議案第11号 工事協定の変更について
- 第14 議案第12号 町道路線の廃止について
- 第15 議案第13号 町道路線の認定について
- 第16 陳述書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番 菅谷光重君

2番 竹淵博行君

3番 金澤敏君

4番 青柳はるみ君

5番 須崎幸一君

6番 浦野政衛君

7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大関広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあい の郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君	代表監査委員	塩谷雷三郎君

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀祐吉	議会事務局長 係	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

台風の中、大変ご苦労さまでございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従って議事を進めてまいります。

認定第10号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第1、認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読は終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。きょうもよろしくお願いいいたします。

認定第10号 平成18年度東吾妻町水道事業決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益総額は2億1,293万1,549円、

水道事業費用総額は2億3,163万164円となりまして、当年度純損失は2,121万8,582円となりました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入総額は5,560万8,000円、資本的支出は1億7,346万5,005円となり、不足する1億1,785万7,005円は、当年度分消費税資本的収支調整額236万7,870円、過年度分損益勘定留保資金5,557万6,807円、当年度分損益勘定留保資金5,991万2,328円で補てんをいたしました。

業務関係は、給水戸数4,530戸、給水人口1万1,981人、年間配水量172万7,126トンでありました。建設改良工事関係は、公共下水道関係工事4件ほか実施した結果、送水管延長が2万6,376メートル、配水管延長が14万4,741メートルになりました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

それでは、決算書2ページ、3ページからお願い申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。これ税込みの額となっております。また仮受・仮払消費税額は、それぞれ備考欄の方のとおりでございます。

まず収入の部であります。第1款水道事業収益の決算額が2億1,293万1,549円、第1項営業収益は2億213万2,082円、第2項の営業外収益1,079万9,467円でございます。

支出の部では、第1款水道事業費用が2億3,163万164円、第1項の営業費用1億6,544万3,463円、第2項営業外費用5,011万1,067円でございます。第3項の特別損失が1,607万5,634円になりまして、欠損金が生じております。

次に、4ページ、5ページをお願い申し上げます。

資本的収入及び支出でございます。収入の部は、第1款資本的収入が5,560万8,000円で、第1項企業債はございませんでした。第2項の負担金につきましては5,560万8,000円でございます。

支出の部では、第1款資本的支出1億7,346万5,005円で、第1項建設改良費1億950万2,870円で、80万円の繰越明許をいたしております。第2項で企業債償還金でございますが、6,396万2,135円になりました。なお、不足する1億1,785万7,005円につきましては、4ペ

ージの下段の方に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、7ページをお願い申し上げます。

7ページは損益計算書でございます。ここからは税抜きの額となっております。

まず、営業収益1億9,272万5,198円に対しまして、営業費用1億6,402万5,493円になりまして、営業利益は2,869万9,705円になりました。営業外収益1,079万9,467円に対しまして、営業外費用4,466万8,467円で、営業外収益はマイナス3,386万9,000円となりました。経常損失が516万9,295円となりました。特別損失が1,604万9,287円となりまして、当年度純損失が2,121万8,582円で、繰越剰余金3万2,063円と合わせた当年度末の未処理欠損金につきましては2,118万6,519円となりました。

次に、8ページをお願い申し上げます。

利益剰余金の部でございます。減債積立金が9,340万円、建設改良積立金1億6,043万3,000円で、積立金合計額が2億5,383万3,000円となりました。欠損金でございますが、繰越利益剰余金と当年度純損失を合計いたしました当年度未処理欠損金につきましては2,118万6,519円になりました。

次に、9ページをお願い申し上げます。

資本剰余金でございます。寄付金、工事負担金、補助金を合計いたしました次年度繰越資本剰余金が6億39万4,963円でございます。

次に、18年度欠損金処理計算書でございますが、翌年度繰越欠損金2,118万6,519円になりました。

次に、10ページ、11ページをお願い申し上げます。

貸借対照表でございますが、資産の部では、固定資産が27億650万1,606円、流動資産が2億578万2,413円で、資産合計は29億1,228万4,019円となりました。負債の部では、固定負債500万円、流動負債2,233万4,614円で、負債合計では2,733万4,614円となりました。

資本の部でございます。資本金が20億5,190万7,961円、剰余金8億3,304万1,444円で、資本合計は28億8,494万9,405円となり、負債、資本を合計いたしまして29億1,228万4,019円でございます。

次に、12ページ、事業報告をお願い申し上げます。

まず、営業につきましては、年度別の加入戸数、給水戸数等を記載してございます。建設改良につきましては、公共下水道関連工事4件、県営畑地帯整備及び植栗土地改良関連の工事5件、ダム関連工事2件、駅北土地改良関連の工事1件、岩下地内の布設がえ工事1件等

を実施いたしましたことによりまして、送水管延長が2万6,376メートル、配水管延長は14万4,741メートルになりました。

行政官庁認可事項につきましては、道路占用許可等でございます。

次に、14ページ、15ページに建設改良の内訳書を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、16ページをお願い申し上げます。

業務でございます。業務量から事業費に関する事項まで、年度別の比較となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

18ページの会計でございますが、企業債の概要につきましては、18年度において6,396万2,135円を償還いたしまして、未償還残額につきましては14億3,544万961円となりました。

補助金につきましては、一般会計より1,000万円を繰り入れ、企業債の償還金利息に充当いたしました。

負担金につきましては、消火栓維持管理費といたしまして226万3,200円を一般会計から、下水道料金徴収受託負担金といたしまして120万505円、簡易水道料金徴収受託負担金といたしまして64万1,041円を特別会計から、それぞれ受け入れました。

次に、19ページからは収益費用明細書、24ページに固定資産明細書、25ページからは企業債明細書を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） 水道事業会計。

平成18年度東吾妻町水道事業決算書の審査に当たりましては、去る7月27日、蜂須賀上下水道課長、本多課長補佐出席のもとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると認めましたので報告します。

なお、決算年度末における企業債の未償還残高が14億3,544万961円という厳しい財政事情ではありますが、計画的な修繕等による有収率向上及び256万9,775円に上る料金滞納の解消に努力いただくことを要望し、報告いたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切りまして、本件についてはその審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

認定第11号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

議長（菅谷光重君） 日程第2、認定第11号 平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読は終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 認定第11号 平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出については、収入額が2億7,859万4,658円に対し、支出額は2億8,171万6,096円となりました。

資本的収入及び支出では、収入額4,000万円に対して支出額は7,533万1,839円となり、不足する額3,533万1,839円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

損益計算書においては、営業損失が3,328万5,954円となり、当年度未処理欠損金は繰越

金欠損金と合わせて6,699万2,075円となりました。

なお、欠損金の処理につきましては、そのまま全額を繰り越したいと存じますので、よろしくお願いたします。

業務関係につきましては、宿泊利用者が1万8,042人、休憩利用者が9,211人となり、利用者合計では2万7,253人となりました。18年度は、脇屋主三展の開催やグラウンドゴルフ場コースの協会認定を受けるなどの取り組みを行い、利用者の増加に努力いたしました。一般利用者は引き続き減少傾向にありますが、今後に期待できる年となりました。

詳細につきましては支配人より説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださるようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） それでは、平成18年度国民宿舎事業につきまして詳細説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをお開きくださいませ。

(1)収益的収入及び支出につきましては、第1項営業収益2億1,541万9,860円、第2項営業外収益6,317万4,798円となりました。

支出につきましては、第1項営業費用2億4,715万322円、第2項営業外費用3,315万737円、第3項特別損失141万5,037円となりました。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、一般会計からの補助金4,000万円でございます。支出につきましては、第1項建設改良費17万9,550円、第2項企業債償還金7,515万2,289円でございます。

次に、7ページをお開きくださいませ。

収益的収入及び支出に関する損益計算書でございます。

営業収益2億516万1,775円に対しまして、2営業費用、(1)宿舎経営費1億9,746万9,451円、こちらを差し引きました償却前営業収益は769万2,324円となり、昨年よりも償却前収益につきましては伸びを行いました。

営業外収益では、他会計補助金が6,300万円となっております。

なお、欠損金の状況でございますが、当年度純損失を加え、当年度未処理欠損金の額は6,699万2,075円となっております。

続いて、8ページをごらんください。

剰余金計算書でございます。利益剰余金の部では、建設改良積立金が1,100万円ございますが、当年度未処理欠損金としては、先ほど申し上げましたように約6,700万円ございます。

9ページの資本剰余金の部では、他会計補助金として、新たに3,809万5,238円が発生しておりますが、こちらは、先ほど申し上げました町費補助金の4,000万円の繰り入れの中の消費税を除いた額がこちらに入っております。

9ページ中ほどからの欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金をそのまま翌年度繰越欠損金とさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

18年度の貸借対照表でございます。資産の部におきましては、有形固定資産が10億4,025万2,132円となっております。この詳細につきましては、最後の19ページに記載してございます。流動資産につきましては、919万1,385円となっております。なお、(2)の未収金316万338円につきましては、すべて5月までに完納となっております。資産の合計10億4,965万7,446円でございます。負債の部につきましては、流動負債のみでございます。

資本の部に移りまして、4資本金9億1,829万6,439円、剰余金合計1億993万2,401円、資本合計10億2,822万8,840円、負債資本合計は資産合計と同額でございます。

続きまして、12ページをごらんくださいませ。

先ほど町長より申し上げましたように、利用状況が中ほどにございます。宿泊につきましては、昨年よりも191名の増となっておりますが、休憩利用につきましては508名の減となっております。利用者合計につきましては317名の減となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページの3会計、(2)企業債の概況でございます。企業債につきましては、今回の期末未償還額が7億1,649万8,383円となっております。なお、詳細につきましては、19ページに記載してございます。

また、(4)補助金の概要でございますが、3条収入6,300万円、4条収入4,000万円、合わせまして、一般会計からは1億300万円の繰り入れとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
議長（菅谷光重君） ここで監査委員報告をお願いいたします。

監査委員、塩谷雷三郎委員。

（代表監査委員 塩谷雷三郎君 登壇）

代表監査委員（塩谷雷三郎君） それでは、国民宿舎事業会計につきまして報告します。

平成18年度東吾妻町国民宿舎事業決算書の審査に当たりましては、去る7月26日、富沢支配人出席のもとに細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると認めましたので、ご報告申し上げます。

一般利用が減少している中で、グラウンドゴルフ関係の集客が伸びており、集客人数に若干の増加が見られました。関係する皆さんのご努力によりまして、先ほど町長さんが申し上げましたように、それぞれの開催をできる資格というようなことも取得をして、そのもとにやったわけでございます。

なお、決算年度末における企業債の未償還残高は7億1,649万8,383円で、前年度末より7,515万2,289円の減少となったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 監査委員報告は終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、東吾妻町が行う補助金等交付の適正化を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、東吾妻町補助金等審査委員会を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

なお、東吾妻町補助金等審査会規程は、附則により廃止をいたします。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

補助金等審査につきましては、今までは内部機関として副町長を中心に審査をしてまいりましたが、今回、その審査を外部の方をお願いするということに伴う条例の制定をお願いするものでございます。

条文のところをごらんいただきたいと思います。設置につきましては、東吾妻町が行う補助金等の交付の適正化を図るために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、東吾妻町補助金等審査委員会を設置するというものでございます。この第138条の4につきましては、委員会及び附属機関の設置ということでございまして、その中に3項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」というこの地方自治法に基づいて、今回設置させていただくものでございます。

定義につきましては第2条で述べてありますけれども、審査する内容につきましては、補助金、負担金、利子補給金等でございます。

3条の所掌事務につきましては、審査委員会は、町長の諮問に応じ審査するということが載せてありまして、2項で、その諮問に対して町長に答申しなければならないということにしてございます。

それから、組織の関係につきましては、第4条に記載してございますけれども、「審査委員会は、委員5名以内で組織し、町長が任命する」ということでございます。委員さんの任期につきましては2年ということで、再任を妨げないというようなことでございます。

それから、5条につきましては、委員長、副委員長の職務の関係が書いてございまして、「審査委員会に、委員長及び副委員長1名を置く」ということでございます。2項につきましては、「委員長及び副委員長は、委員の互選」によって選出するんだということが書かれております。3項につきましては、「委員長は、会務を総理し、委員会を代表する」ということで、4項につきましては、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する」ということが書かれております。

それから、6条の「会議」のことでございますけれども、決まり事が記載されております。委員会は委員長が招集するんだというようなことですか、過半数の出席により開くんだというようなことが書かれております。

それから、第7条関係については、「報酬及び費用弁償」の関係でございますけれども、この委員さんにつきましては、「東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給する」ということでございます。

なお、この条例をお認めいただきますと、附則のところに書いてありますけれども、今まで適用しておりました東吾妻町補助金等審査会規程については廃止をさせていただくというものでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第2号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第2号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第2号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第1号で提案させていただきました東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定に伴いまして、本条例の別表中に補助金等審査委員を追加し、報酬額を月額7,700円とするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、十分ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長(山野 進君) 詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、議案第1号との関連のものとなりますけれども、第1号議案をお認めいただきますと、特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬ということで別表がありますけれども、その、別表の一番下に、名勝「吾妻峡」保存管理計画策定委員会専門委員という項がございますけれども、その下に「補助金等審査会委員」ということで月額7,700円、この項を加えさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第3号 東吾妻町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第3号 東吾妻町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係政令等が整備され、3月22日及び30日に公布、いずれも4月1日から施行されました。

具体的には、児童生徒等の障害の重複化や多様化に適切に対応するため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う特別支援教育を推進するため、盲学校、聾学校及び養護学校を、「特殊学校」から「特別支援学校」へ移行するものであります。

詳細につきましては学校教育課長より説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは、詳細にご説明申し上げますが、一部改正する条例が次でございますが、その裏に新旧の対照表がございますので、まずこれをごらんいただきたいと思っております。

町長がご説明申し上げましたとおりに、これまで特殊児童という呼び名をしておったものを、この際特別支援というふうなものに変えたいというものであります。そういうことから、まずタイトルをごらんいただきますと、新しいのが左側でございますが、右が現状でございます。「東吾妻町特殊児童生徒就学援助条例」というものを、まず「東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例」と、こういうふうに変えたいというものであります。

そして、2条でありますけれども、範囲が特殊学校の中身を示しておりましたけれども、先ほど町長ご説明のとおり、この条項については廃止をさせていただきたいというものであ

ります。そういうことから、「特殊学校」と称しておりました第3条、これを「特別支援学校」、4条の中でも「特殊学校」という項目がございますが、これにつきましても「特別支援学校」というふうに改正をお願いするものであります。

なお、新しい条例の方では、2条を廃止するというふうなことから繰り上げさせていただいておりますので、3条だったものが2条、4条だったものが3条、5条が4条というふうに1条ずつ繰り上げるものであります。

それでは、条例の一部のところをごらんいただきますと、今ご説明申し上げましたように、まず題名を次のように改めるということで、「東吾妻町特別支援学校児童生徒就学援助条例」、そして、第3条及び第4条中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。そして、第2条を削り、第3条を第2条とし、4条から第6条までを1条ずつ繰り上げるというものになってございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行させていただきまして、ぜひ4月1日に適用させていただきたいというものでありますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 質問のチャンスは現在しかないので、一つ確認しておきます。

表記の改正ということなので、これはこれで構わないとは思いますが、特に第5条、必要な事項は別に定めると、この条例自体が全5条から、旧は6条です、なっておりますが、この前段の補助金等審査委員会の話も含めてですが、「教育委員会が別に定める」、このことについて、こういった補助金がもし交付される場合、一律1人当たり3,000円ということではどうもなさそう。「以内とする」だから、人により金額の差がある。恐らくは、その保護者の所得によるものかなと思われま。そういったことが条例上に明記されていない条例、これはまことに不備と言わざるを得ない。そういった点の認識を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 大変ご心配いただいている向きについては敬意を表したいと思っておりますけれども、今、議案調査をお願いしております18年度決算におきましても、私どもは与えられた金額、これをできるだけ執行するというので、この条項を安易に使用するという考え方はございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 安易に、教育委員会が「別に定める」ですから、規則で定めるかとは思いますが、あるいは要綱ですか、そういった裁量を必要以上に執行者が持たない、それが町民に対する公平感を与えるものになる。ある人は申し込んだら「はい、結構ですよ」、ある人は申し込んだら「だめですよ」という状況が起きるわけです。そのときに、どうやって説明していくかです。この条例に限らず全体的な流れになると思うんですが、いいですか、そういったことの採否、要するに、申請に対するところの採否の要件、これを条例上に明記する、このことが公平感を保つことかと思うんですが、またそういったことを要求するのが議会の立場でもあると思っているところなんですが、その辺について、再度伺っておきます。こういった裁量が執行権者、今回の場合には教育委員会になりますが、別に規則で定めるといような条例であれば、最初からなくてもそれまで。今までも条例にない補助金が随分出ています。それでいろいろと問題を起こしています。一番の問題は、補助金をやめるときの問題。いいですね。

それで、ここの範疇ですね。この特別支援学校に通学する児童生徒、その人たちは、個人によっていろいろその症状の差異があると思います。比較的軽い人、手間のかかる人、それともう一つ、今も言ったように保護者の資力、それと扶養家族の人数等々、いろいろあると思います。そういったもののルールがどうやって計算上で3,000円になるか、ならないか。これが条例上に明記されていないと、町民に対するところの説明責任がとれない。執行権者の裁量の中で、「うん、私が許可をしたから」といような結果があらわれる危惧がある。危惧があるものについては、議会としてもきちっと対応しなければいけないと思いますが、その辺再度伺っておきます。

議長(菅谷光重君) 学校教育課長。

学校教育課長(一場孝行君) ご意見としては拝聴しておきたいと思いますがけれども、議員の先生方には決算上の中で、その具体的にこの条項を執行した、もちろん監査の中でも、監査のご指摘もちょうだいしますし、決算の中でどういう形でこれを執行してきたのか、それをご審査いただく機関があるわけでございますから、18年度におきましても、提案を申し上げているように、この額についてはそのままお一人お一人対応させていただきます。そういう機会もありますので、ご意見としてはお伺いしておきたいと思います。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 私たちは、そういった手段は講じません、今までもそういった事例は起きていませんというような答弁に聞こえますが、議会として危惧しているのは、今まで

ありましたかということじゃないんです。やろうとしても起きない状況をつくるというシステム確立にあるんです。

ここになると、今度はそうすると、すみません、町長に伺っておきますが、そういった趣旨を理解し、また、この本案のみならず補助金の全体的な流れ、そういったものにして説明責任を果たしていく。その前段の補助金等審査委員会もそういった趣旨に基づいてつくられたかとは思いますが、せっかくこの条例の改正を今提案してもらっているんですが、そういった形での検討をなされる用意があるか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今後の検討課題というふうな事の中で、大図議員がおっしゃっているのは、情報の共有というふうなものかなというふうに思っています。

この条例、規則、がんじがらめというふうなことばかりでなくてもいいのかなという、まだそういった余地を私は持っています。そして、その公開することによって、当然住民の目が入る、皆さんの目その以前にも当然入っているというふうな中で執行していくというふうなことになるれば、公平感、公正は保たれるのではなからうかというふうには思っています。

そして、結果論として、悪意を持ってわざわざ「別に定める」であるとか、そういったことをするというふうなことはあり得ないというふうに思っておりますので、特別な事情というふうなもの、それが起きたときに、いろいろな関係各機関と相談しながら教育委員会が「別に定める」というふうなことになるでしょうから、そのどこかのゆとりというふうなものはあってしかるべきではないかというふうに私は思っております。

先ほどの補助金審査であるとか、やはり今現在の世の中の時代の要請というふうなもの、そういったようなものはいつも見据えた中でやっていくということも必要だということで、そういったところでの「別に定める」というふうなこともあるのかな。それはちょっと別件かもしれませんが、そういったゆとりをある程度持った形で、余りにもぎすぎすした条例にはしたくないというふうな考えは持っています。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第4号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第4号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3,912万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億752万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、国庫支出金で公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加104万8,000円、国庫補助金で地域情報通信基盤整備推進交付金の追加490万円、県支出金で群馬県テレビジョン難視聴地域解消対策事業補助金ほか497万2,000円の追加、前年度繰越金の追加7,379万2,000円、財政調整基金繰入金の減額4,739万1,000円でございます。

歳出の主なものとしては、吾妻デジタルテレビ中継局整備工事費1,470万円の追加、温泉センター修繕料等の追加209万4,000円、都市計画費の下水道事業特別会計繰出金の追加220万5,000円、災害復旧費の道路復旧費287万3,000円の追加、国民宿舎事業会計補助金の追加

1,670万2,000円などでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの第2表地方債の補正でございます。今回地方債1件の追加のお願いでございます。内容につきましては、災害復旧工事に伴って国に認められたことによって起債を起こすものでございます。起債の目的につきましては、公共土木施設現年補助災害復旧事業債ということでございます。限度額は180万円でございます。方法、利率等はごらんのとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、6ページをお願ひしたいと思います。事項別明細によりまして説明をさせていただきます。

6ページの歳入の部でございますけれども、14款の国庫支出金、1項国庫負担金でございます。3目の公共土木施設災害復旧費国庫負担金ということで104万8,000円の追加のお願いでございます。この関係につきましては、6月7日の災害で起きました町道馬場・手子丸線の工事でございます。

次の2項国庫補助金、1目の総務費補助金でございますけれども、490万円の追加のお願いでございます。説明のところをごらんいただきたいと思います。地域情報通信基盤整備推進交付金ということで、国からの補助金490万円を見込んでおります。この関係につきましては、デジタルテレビの中継局の整備に伴うものでございます。

次に、15款の県支出金、2項1目の総務費補助金でございますけれども、490万円につきましては、国と同じように県でもデジタルの関係で、群馬県テレビジョン難視聴地域解消対策事業補助金というような名目で490万円、国と同額が来ます。それから、2目の民生費補助金につきましては、7万2,000円の追加のお願いでございますが、障害者の自立支援法の規定に基づきまして相談事業を立ち上げるために、相談支援体制整備特別支援事業補助金というような形で7万2,000円を見込んでおります。

次に、18款の繰入金、1項の基金繰入金でございますが、1目財政調整基金の繰入金につきましては、当初1億5,000万円を見込んでいたわけですが、今回4,739万1,000円を

減額させていただいて1億260万9,000円にさせていただくものでございます。

19款の繰越金につきましては、前年度繰越金ということで、額が確定しました関係で、7,379万2,000円の追加という形でございます。

次に、21款の町債でございますけれども、8目の災害復旧事業債ということで180万円のお願いでございます。この関係につきましては、国に災害として認められたことに伴って起債を起こすものでございます。

次に、8ページをお願いしたいと思います。

歳出関係でございます。

議長（菅谷光重君） 説明の途中ですが、総務課長、すみません。

休憩をとらせてもらって、再開をさせていただきます。

（午前 9時59分）

議長（菅谷光重君） 再開をさせていただきます。

休憩中、調査の報告を聞きまして、大きな被害がないということで、引き続き議会を進めてまいります。

（午前10時10分）

議長（菅谷光重君） 総務課長、お願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、引き続きまして、8ページの歳出から説明をさせていただきます。

2款の総務費、1項総務管理費でございます。1目の一般管理費につきましては、149万3,000円のお願いでございます。内容につきましては、1節で報酬ということで、議案第1号でお願いしました補助金等審査会委員の報酬というようなことで、見込みで19万3,000円を計上させていただきました。

それから、15節の工事請負費につきましては、130万円の追加のお願いでございますが、

原町駅前駐車場のオーバーレイを予定させていただいている額でございます。

次に、5目の財産管理費15万3,000円のお願いでございますが、この関係につきましては土地鑑定料ということで、箱島団地の南側の1万9,767平米ありますところのうち500坪を鑑定したいというものでございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 8目の企画費でございますが、1,470万円のお願いでございます。これにつきましては、2011年7月に地上デジタル放送完全移行に伴いまして、群馬テレビの吾妻中継局のデジタル放送施設整備の建設工事費でございますので、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 支所長。

東支所長（猪野悦雄君） 10目支所費でございます。401万円の減額をお願いするものでございます。主なものとしましては、28の繰出金、地域開発事業特別会計の繰出金の減額が451万3,000円、それから、11から13までの需用費から委託料までにつきましては、支所及び改善センターの維持管理に伴います経常経費、若干の追加でございます。

よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 2款9項温泉事業費、2目温泉センター管理費についてご説明いたします。今回お願する補正額につきましては、209万4,000円の追加の補正でございます。11節の需用費189万5,000円でございますが、これにつきましては、熱交換器交換修理、それからポンプ交換修理等の修繕料の追加でございます。

続きまして、13節委託料19万9,000円の追加のお願いでございますが、これにつきましては、備考欄にもあります保守点検委託料の追加でございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、9ページをお願いたします。

3款1項2目障害児者自立支援費でございますけれども、14万6,000円の追加をお願いするものでございます。これは相談事業支援体制の整備ということで、広域で実施いたします相談支援センターの備品等の整備をするということで、広域で実施をいたしますので町村14万6,000円の負担金ということでお願いたします。

次に、2項の児童福祉費、2目の保育所費の補正でございます。65万円の追加をお願いしたいということでございますけれども、原町の保育所のトイレを洋式化したいということで修繕費を25万円、それから調理用オーブンの設置をするということで工事費が必要ということなので40万円、合計で65万円の追加をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） 続きまして、8款土木費、2項都市計画費の6目下水道費でございます。今回お願いいたしますのは220万5,000円のお願いでございます。これにつきましては、説明欄にもございますように、下水道特別会計の方へ繰り出すものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 引き続きまして、10款教育費についてご説明申し上げます。

10款1項5目給食調理場運営管理費につきまして14万4,000円の追加のお願いであります。これは、東給食センターの給食車両の修繕料に追加をお願いしたいというものであります。

続きまして、10款2項1目学校管理費につきましても14万4,000円の追加のお願いであります。これは坂上小学校の廊下の一部を改修したいということで、14万4,000円の追加のお願いであります。

10ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費であります。140万2,000円の追加のお願いとなっております。

11節需用費につきましては、東中学校の灯油配管の修繕料といたしまして9万4,000円、14節の使用料及び賃借料につきましては、A E Dのリース料20万8,000円の追加のお願いとなっております。これにつきましては、最近の例でも、心臓震盪という部活中に発生するこういったものへの対応ということで、管内にあります5中学校を対象にA E Dを配置したいというものであります。当面はリースというような形で対応させていただきたいということで、半年分のリース料、使用料といたしまして20万8,000円をお願いするものであります。

15節の工事請負費でありますけれども、110万円の追加は、岩島中学校の灯油タンク、地下タンクがありますけれども、これにふぐあいがございますので、これの工事といたしまして110万円の追加となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤正己君） それでは、続きまして6項保健体育費、3項施設管理費についてご説明を申し上げます。補正額12万5,000円でございます。需用費として12万5,000円、これにつきましては、あづま親水公園が来年3月29日から始まります全国都市緑化フェアのサテライト会場というふうになったことから、その植栽に要する花苗、肥料、用具等の経費でございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、2目の道路復旧費ですが、287万3,000円の追加のお願いでございます。これは、先ほど町長からありましたが、6月7日の集中豪雨の発生によりまして、町道馬場・手子丸線が被災をいたしまして、7月26日に国の災害査定がありまして、その結果、災害復旧事業として認められました。災害復旧事業として認められるには60万円以上の被害が要件となりますが、その3分の2が国庫負担金ということになります。残りの町の負担分3分の1とその他適債とならない小規模の町単独の災害復旧工事費につきましても、現年債につきましては災害復旧事業債が100%受けられるということで、しかも、交付税措置も補助残部については95%、単独分についてはその半分の47.5%が交付税措置されるということでございます。町単独の災害復旧箇所としましては、大沢・長藤線が2カ所、大平が1カ所、馬場・手子丸線で1カ所の4カ所がでございます。これは、単独でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、13款の諸支出金、1項の公営企業費でございます。2目の国民宿舎事業会計補助金でございますが、1,670万2,000円をお願いするものでございます。この関係につきましては、2名分の人件費相当額ですので、よろしく願いしたいと思っております。

以上で説明は終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第5号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第5号 平成19年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに1,148万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億627万円とするものでございます。

補正の内容は、保険給付費の追加193万7,000円、諸支出金955万1,000円の追加が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） それでは、平成19年度の介護保険補正予算でございますけれども、第1号の補正予算でございます。1,148万8,000円の追加をお願いしたいというものでございます。

4ページをお開きください。事項別明細で説明させていただきます。

2の歳入でございますけれども、支払基金交付金ということで、過年度分になりますけれども、支払基金交付金193万7,000円の歳入でございます。

10款の繰越金ですけれども、955万1,000円の追加をお願いいたします。これは、前年度繰越金になります。

続きまして、3の歳出ですけれども、2款の保険給付費、2項4目の介護予防住宅改修の負担金でございます。住宅改修費の補正でございますけれども、193万7,000円の追加をお

願いたいということでございますけれども、11件分追加をさせていただきます。

それから、6款諸支出金でございます。6款1項1目第1号被保険者保険料還付金でございますけれども、これは過年度分の第1号の被保険者の保険料の還付ということで、1万9,000円の追加をお願いします。

2目の償還金でございます。これは、18年度決算に伴いまして、国庫負担金の返還金が656万9,000円、基金への返還金が296万3,000円、それぞれございまして、合計で953万2,000円の返還金の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第6号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第6号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,572万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金220万5,000円の追加、繰越金405万5,000円の追加でございます。

歳出では、施設管理費626万円の追加のお願いであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明申し上げます。

4ページをお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。

一般会計繰入金ということで、先ほど一般会計のところをお願い申し上げましたように220万5,000円の追加のお願いでございます。

次に、6款の繰越金でございますけれども、繰越金決定によりまして405万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、歳出でございます。

施設費でございます。施設管理費といたしまして626万円でございます。説明欄にございますように、農集の関係なんですけれども、箱島岡崎地区の管路の管理システムの追加380万円、同じく農集なんですけれども、岩下矢倉地区の管の清掃になりますけれども、その業務委託ということで2,400メートルを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第7号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第7号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第7号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,408万2,000円にするものでございます。

歳入では、繰入金451万3,000円の減額、繰越金671万4,000円の増額、町債230万円の増額であります。

次に歳出では、事業費450万1,000円、うち宅地造成事業費116万1,000円、情報通信施設事業費334万円であります。

詳細につきましては、東支所長より説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

支所長。

東支所長(猪野悦雄君) お世話になります。それでは、説明をさせていただきます。

3ページに地方債補正がございまして、限度額820万円ですけれども、今回230万円を追加させていただきます、補正後限度額を1,050万円とするものでございます。

続いて、4ページ以降の事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。

歳入であります。

一般会計の繰入金、これにつきましては、451万3,000円を減額させていただきます。

5款の繰越金であります、前年度決算に基づきまして、671万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6款の町債ですけれども、ケーブルテレビ事業債ということで230万円の追加をお願いするものでございます。

歳出に移りまして、事業費の宅地造成事業費ですが、施設管理事業として、25節の積立金116万1,000円を追加するものでございます。

続いて、情報通信事業費ですけれども、14節の使用料及び賃借料ということで36万6,000円、15節の工事請負費297万4,000円ということで追加をお願いするものでございます。これにつきましては、土地借上料の追加につきましては、電柱等の使用借り上げをしている関係なんですけれども、これを18年度、19年度分、2年にまたがったものが、本来18年度中

に支払いしなくてはならなかったんですが、口座振替の関係の資料が整わなかったということもありまして、今年度新たにそれを支払いするものでございます。

それから、工事請負費の追加ですけれども、今ありますテレビアンテナの災害等にあわせて第2受信点の工事をするわけですが、当初の予定500万円でしたが、場所の設定等、あるいはその場所の附帯工事等が若干かかるということで182万5,000円の追加と、支障移転工事の114万9,000円、合わせて297万4,000円の追加でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第8号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第8号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第8号 平成19年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費にかかわる経費として、収益的収入及び支出について歳入歳出ともに1,670万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億578万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） この補正予算のお願いにつきましては、当初予算で職員2名分の予算措置しかございませんでしたが、4月より2名増員となり、今回は増員された2名分の給料、手当、法定福利費に関する経費としてお願いするものでございます。

なお、全額補助金として繰り入れを行い、他会計補助金の額を5,300万円から6,970万2,000円に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第9号 「交通安全の町」宣言についてを議題といたします。

朗読をお願いします。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第9号 「交通安全の町」宣言について、提案理由の説明をいたします。

交通事故のない社会の実現は、町民共通の願いであります。しかし、日本全国では、昨年だけで6,000余名のとうとい命が失われ、町内でも3名の方が犠牲となっております。ここ数年は交通事故の死亡者数は減少してきており、10年前の3分の2にまでなっております。一方では、交通事故件数や負傷者は依然としてふえ続けております。

そこで、交通事故を防止するために、東吾妻町及び東吾妻町町民は、交通事故のない安全で安心して暮らせる町の実現に向け努力することを決意し、「交通安全の町」宣言をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいま町長が提案理由でご説明いたしましたとおりでございます。

新町におきまして、「交通安全の町」宣言を行うものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 交通安全宣言、大変よろしいことだとは思いますが、この宣言の提案理由の説明、その詳細について担当課長から説明がございましたけれども、詳細と聞いていいのかわいのか、ちょっとわかりませんが、この交通安全宣言を今後町内にどのように広めていくのか、その広める方法です。その内容について、まずお聞きいたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 交通安全の宣言の町の関係でございますが、合併当時の協議におきまして、宣言はそれぞれ町村にもありましたが、新町において改めて宣言をしていくということになりまして、今まで宣言の方ができておりませんでした。

役場の入り口のモニュメントのところにもあるかと思いますが、目につくところでありますと、あそこのモニュメント並びに駅前のロータリーと、あとは松谷地区にございます。そういうものの看板のつけかえ、それから広報等によりまして、改めて宣言をしていくというような形をとりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） わかりました。

私は、ロータリーや町の中心街にそのような看板を立てるということも非常によろしいかと思うんですが、やはり新しい町東吾妻町ができたということで、東の入り口のところにば

っと見えるような看板とか、西の方から来ても見える看板とか、そういうもののイメージを変えて、やはり考えて、町全体の皆さんがそういう内容を理解するというのも一つの方法じゃないかと。また、よそから来たお客さんも、あっ、この町はこういう宣言をして、こうなんだなというようなことも一目瞭然わかるのではないかなということを感じておりますので、ぜひその辺もご検討いただきたい。予算もかかるでしょうけれども、お願いしたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいまのご意見を参考にして対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） この宣言文によりますと、2点、その要素があるかに判読できます。

後段の方の「一人ひとりが交通ルールを守り」、当然ながらこれは法律で要求されていますので、守らなかった場合には罰則が科せられます。いいですか。

それともう一つ。事故を起こせばその補償は個人責任になってくる。当然その中で我々が暮らしているわけですが、そういった目でこの前段を見た段階で、「道路交通環境の改善を図るとともに」、これはだれが図るんですか。住民が図るんですか、そうではないと思うんですが。そうすると、より一層の改善を図る、その手段はどうやってやるんですか。そのところが明示されなければ、なかなか難しい問題を後に引きずると思うんですが、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいまのご意見でございますが、交通安全対策につきましては、東吾妻地区の交通推進本部並びに警察、あとは道路環境を管理しています関係課並びに県等と協力しながら交通安全の推進を図っていきたいということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 今の答弁を要約しますと、住民は交通ルールを守れ、安全は自分たちのためだ、東吾妻町としては財政上の要因もあるので、道路交通環境の改善というのは当面図る意志はないというように聞こえます。それは違うでしょう。私が聞いているのは、道路交通環境の改善を図る、そういう明文があれば、少なくとも宣言の中ではより一層の改善

を図るというニュアンスで聞こえるんですよ。そうすると、どこを重点策にするのか、何を近未来的に行うのか、あわせて提示がなければなかなか具体的にしない、絵にかいたもちに終わる。強いて言えば、格好だけで終わるという話になってくるわけです。

一つ、事例を言います。ことしのお正月になってからだと私、記憶があるんですが、温泉センターの前面、道路改良工事が完成しました。旧の道付けで温泉からバイパスに抜ける道のために、バイパス側から来る道が優先道路になっていました。当然に西側から来る道、そのところが一時停止になっています。でも、今は道路状況が違ってきます。いいですか。一時停止が物すごく危ない状況に、一時停止の標識があるために、その旨、職員に報告した記憶があります。以後、そうですね、もうやがて秋ですから9カ月間、まだ改善の余地がとれていません。たった一つ、一時停止の標識の移動だけなんです。それがまだ改善されていない。その中で交通宣言、執行者側が道路交通環境の改善を図るんだと、堂々と宣言文を出してくる、ちょっと違うんじゃないですか、普段やっていることが。その辺について、認識を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいまのご質問でございますが、道路関係につきましてもそれぞれ管理者がおりまして、各管理者同士と協議しながら、または交通の標識につきましては公安委員会等もありますので、そちらと協議しないとできない部分もあるかと思っておりますので、あくまでも道路環境の改善を図るとこちらの方にうたっておりますが、そういうところと連携をとりながら図っていきたいということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 今はたったの一例を挙げただけです。似たような状況はどこにもあります。いいですか。道路管理者として、日照を遮る、何と言いますか、越境枝等々は至るところにあります。そのために冬期凍結、あるいは除雪車が道路際まで寄れないような事情で除雪が完璧にならない。危険箇所は至るところにあります。私たちは、日常的にそのところで困ったなという思いをしながら生活しているところなんです。これが、いや、除雪はその担当課ではないと、いや、それは公安委員会の方であるといろいろな理由はありましようけれども、住民側にしてみるとここなんです、問題点は。行政サイドという線を引くと、みんな一緒くたになってくる。その最前線が東吾妻町役場の担当課それぞれであるという認識を持ってもらわないと、なかなか物事が成立しなくなる要素がある。その認識を改めて伺っておきます。

セクション、いわゆる「私の課ではありません」、さきの一時停止の標識もそうですね。それは承知しています。だから、すぐすぐという話じゃないんです。でも、もうやがて9カ月間になります。まだその標識は立ったままになっています。そんなに時間が必要なんですかという話です。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） ただいまご指摘の要件でございますが、今後も関係課と十分、今ご指摘のとおり連携をとりながら早急に対応できるような形をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第10号 「飲酒運転撲滅」宣言についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第10号 「飲酒運転撲滅」宣言について、提案理由の説明を申し上げます。

飲酒運転による痛ましい事故は、依然として後を絶ちません。このような状況の中、平成13年12月に危険運転致死傷罪の新設、平成14年6月には道路交通法を改正し、酒酔い、酒気帯び運転の厳罰化が図られてきました。しかし、昨年の福岡県の酒酔い運転による児童3名が犠牲になるなど、痛ましい事故が後を絶ちません。

飲酒運転は、運転者自身の自覚の問題とはいえ、職場や地域社会が一体となって、飲酒運転は絶対に許さないという意志を示す決意をし、「飲酒運転撲滅」宣言をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

生活環境課長。

生活環境課長(加部保一君) ただいま町長が提案理由でご説明申し上げましたとおりでございます。昨年、福岡市の職員によりますところの悲惨な飲酒運転事故、また本年も同じ職場でまた起こったというような状況の中から、「飲酒運転撲滅」宣言を行うものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第11号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第11号 工事協定の変更についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第11号 工事協定の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年6月の第1回定例会町議会においてご議決をいただきました町づくり交付金事業として行っております群馬原町駅南北自由通路建設事業でございます。昨年度予算から繰り越しにより実施をしておりました。今回、委託内容に変更が生じたので、お願いをするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） ただいま町長から提案説明がありましたように、町づくり交付金事業といたしまして、昨年6月から、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社に工事委託をしてきました群馬原町駅南北自由通路新設工事につきまして、昨年6月の第1回定例会町議会においてご議決をいただきました項目のうち、工事協定金額の減額及び契約の相手方であります東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長名がかわったという内容でございます。

工事協定の工事費の減額の主な内容でございますが、この協定の中の土木工事ということ

で、いわゆる横断橋の本体工事ではありますが、これに関するけたの製作、これは株式会社宮地鉄工というところに発注をJR側からしたということでございます。それから、基礎工、橋げたの架設、附帯設備工、作業ヤード工等については東鉄工業株式会社に発注がされたということで、この関係の本体工事の減額額が合わせて1,385万5,793円でございます。

また、協定の中の負担金工事ということで、これはJR用地内の施設の改良保護等に関する関係でございますが、自由通路の設置に伴いまして、JR側のフェンスの設置の移動ですとか、架線の防御、そういった関係、また、それと当初見込んでおりました駅構内の関連する舗装工の廃止等によりまして、減額は166万5,448円出たということでございます。

また、そのほか補償金工事ということで、これはJR側の既設電柱の撤去、あるいは設置装置の移動、修繕等ということでございますが、この設置装置というものは、駅の西側にありました大きな電気関係ですか、ボックス型のものがあったと思うんですが、その移動、修繕等の関係でございますが、その補償ということで見込んでおりましたが、これにつきましては、全面的にJR側で実施をしてくれるということで、この補償関係では127万1,022円の減額ということになりました。減額合計額でございますが、1,679万2,263円の減額ということでございます。

また、契約の相手方であります東日本旅客鉄道株式会社の高崎支社長がかわられたということで、三沢様から鎌田様にかわったと、この2項目の議決事項の変更のお願いでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで11時10分まで休憩をとります。

（午前11時02分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前11時10分）

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第12号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第12号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、県道林東吾妻線の改築に伴い、国道145号線との交差点の改良による町道路線の変更であります。

町道5181号線を一たん廃止をお願いし、次の議案第13号で新たな路線として再度認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） ただいま町長から提案理由の説明があったとおりでございまして、2枚目に位置図がついております。これは、145号線と県道林東吾妻線の改築計画の交差点部分の、現道の5181号ということで、岩島駅に上る町道でございしますが、現在、図面の下の方に表がありますが、幅員が3メートルから3.6メートル、これは町道敷としての幅でございまして、延長が33.6メートルというこの路線を一たん廃止をしたいというお願いでございます。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 15、議案第 13 号 町道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長 (菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長 (茂木伸一君) 議案第 13 号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

認定の議決をお願いする路線は、先ほどの議案第 12 号で廃止をお願いした町道路線を改良後の路線にあわせ、新たな町道路線として再度認定をお願いするものでございます。今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいま

すようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） これも、ただいま町長の提案説明のとおりでございますが、ただいまご議決をいただきました町道5181号線を、新しい改良後の路線にあわせて認定するというところでございます。

終点の位置が、春日772番地1から春日771番地3に変わります。終点位置の変更がございます。また、延長が33.6メートルから86.3メートルということで、次のページに位置図がありますが、線形も勾配等も緩くなりまして、左カーブで岩島駅の西の方に延びるということで、幅員が6メートルから13.8メートルということで、歩道も一部設置されますので、道路敷6メートルから13.8メートルの範囲になります。また延長は、先ほども申しましたように、86.3メートルとふえるということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

陳情書の処理について

議長（菅谷光重君） 日程第16、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり委員会に付託しますので、その審査を9月14日までに終了するようにお願いいたします。

以上で、陳情書の処理については終わります。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は9月18日午前10時から会議を開きますので、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時20分）